

お客さまへの大切なお知らせ

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み強化



当行は反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み強化のため、平成22年4月1日より、銀行取引約定書、当座勘定規定、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、貸金庫規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規規定の適用を開始いたしております。

暴力団排除条項とは、借主や預金者等が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合に、当行の判断で契約を解約させていただくことを定めた条項で、今後、上記以外の規定につきましても順次導入いたします。

上記の新規お取引の際は、お客さまが反社会的勢力ではないことの表明、確約をしていただくほか、改定後の新規規定(*)は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

この取扱は、政府が制定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)、福岡県暴力団排除条例を踏まえたものです。

(※) 銀行取引約定書は、平成22年4月1日以降、新規・変更契約締結されたお客さまに対して暴力団排除条項が適用されます。

キャッシュカード犯罪被害にあわないために

キャッシュカードの暗証番号は大丈夫ですか？



● 暗証番号を「生年月日」、「電話番号」、「住所の番地」および「自動車のナンバー」など他人に類推されやすい番号にすると大変危険です。もし、このような番号をご使用になっていて被害にあわれた場合、補償が減額されることがありますので、至急変更されるようお願いいたします。

また、暗証番号をカードに書き込んだり、メモと一緒に保管していたりすると、被害にあわれた場合に補償を受けられませんのでご注意ください。

● 銀行員を装って電話をかけ、「暗証番号を変更する」などといった、暗証番号を聞きだそうとする犯罪が発生しています。当行行員がお客さまに暗証番号をお聞きすることはありません。また、キャッシュカードはどんなに短時間であっても他人に預けたりするのは大変危険ですのでご注意ください。

通帳・印鑑・キャッシュカードの保管にご注意ください！



● 通帳・印鑑・キャッシュカードは別々に、厳重に保管されるようお願いいたします。また、運転免許証や保険証などで本人であることを示す公的書類も通帳などとは別に保管されることをお勧めします。

● 通帳の記帳はできるだけ頻繁に行い、不審な取引がないかを確認してください。

● 万一、通帳・印鑑・キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、すぐにお取引店へご連絡ください。早朝・夜間および休日についてはATMサービスセンターにご連絡ください。

キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難のご連絡先

	受付時間帯	連絡先	連絡先電話番号
平日	8:45~17:00	お取引店またはお近くの筑邦銀行	「店舗のご案内」(P34、35)をご覧ください。
	17:00~翌日8:45	ATMサービスセンター	0942-35-0037
土・日・祝	24時間受付		

⚠️ 振り込め詐欺にご注意ください！

電話や文書等で相手を騙し、お金を振り込ませる「振り込め詐欺」が多発しています。

ご家族等になりすまし、事件や交通事故の示談金等の名目で現金を騙し取る「オレオレ詐欺」、税務署や社会保険事務所等を装う「還付金詐欺」、そのほか「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」など手口が巧妙化していますのでご注意ください。

- お振込みをする前に、もう一度ご家族等に確認してください。
- 税務署等の公的機関が電話によりATMの操作を指示し、還付を行うことはありません。
- 身に覚えの無い請求があった場合は、安易に振込みを行わないようにしてください。
- 融資を前提に「保証金」等を要求されたらご注意ください。
- 不審に思われるような場合には最寄りの消費生活センターにご相談ください。
- 万が一被害にあわれたら、至急、警察とお取引店にお届けください。

警察官や銀行関係者が
「キャッシュカードを預かる」
「暗証番号を聞く」
ことは絶対にありません。

※「振り込め詐欺被害者救済法」の施行により、詐欺等犯罪に利用された口座を凍結し、残高が1,000円以上の場合には、被害額の割合に応じて被害者に返還できることになりました。